

# 運 営 費 交 付 金 の 概 要

## 1 運営費交付金制度の概要

公立大学法人は、独立採算制ではなく、公費投入を前提としており、県は、所要額を算定し、運営費交付金等として財源措置する。 < 法第42条 >

一方、法人は、地方独立行政法人法の趣旨から、自らが自律的な大学運営を行う上で、適正かつ効率的に業務を執行し、コストの低減を図ることが求められている。 < 法第3条第1項 >

運営費交付金は、用途の特定をしない「渡しきりの交付金」として交付する。 < 法第42条 >

剰余金は、経営努力等により生じたと認められる範囲内で、中期計画に定める用途に充てることができるが、当然減、事業不執行によるもの等については、原則使用させない。

< 法第40条第1項・第3項 >

## 2 算定の基本方針

- (1) 「自律的・効率的な大学運営」の実現を求める観点から、中期目標期間(6年間)の総額において一定の合理的範囲で経費節減を図ることを前提として運営費交付金を算定する。

経費節減額(6年間)

平成17年度最終補正後の一般財源見込額(含む博士課程教員増) × 15%(延べ)

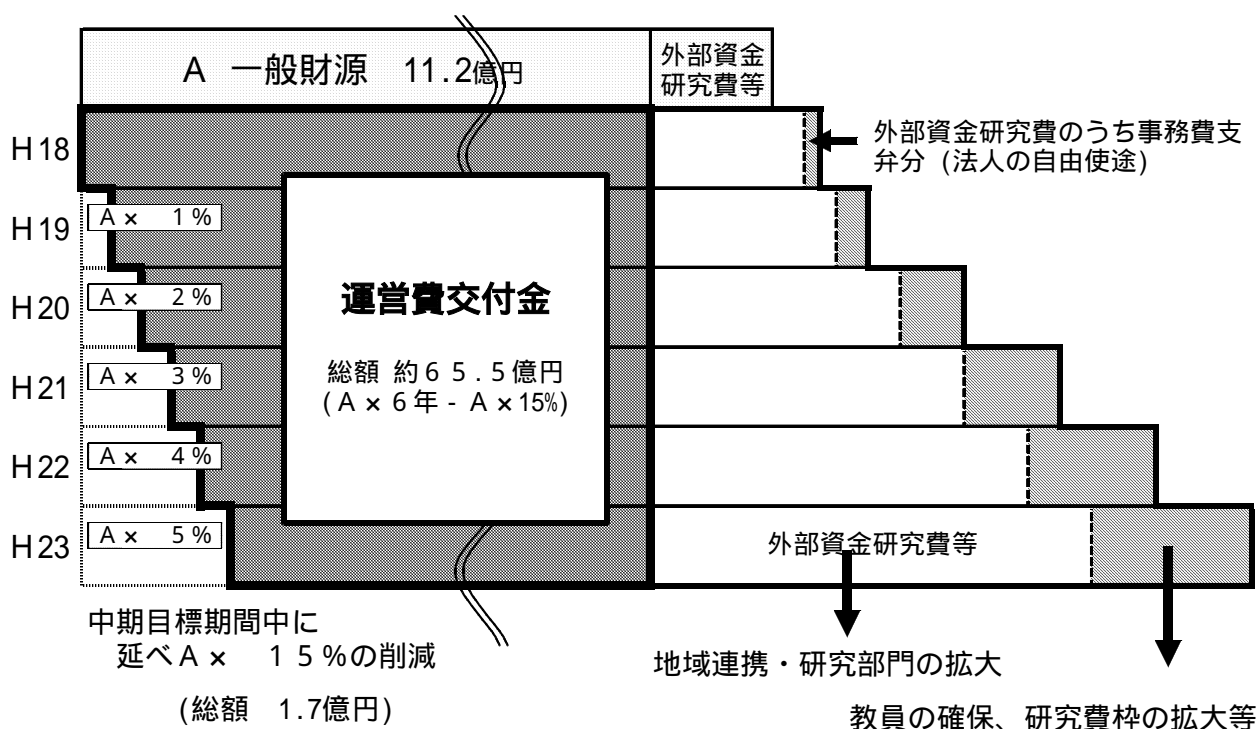
各年度の運営費交付金

6年間の総額の範囲内で、法人の収支計画等を踏まえて各年度の交付額を決定する。

- (2) 外部資金研究費収入の増額確保を促す観点から、法人にインセンティブを働かせる仕組みとして、事務費の事業費支弁制度を確立し、事務費相当額を運営費交付金と相殺することなく法人の自由用途とする。

- (3) 運営費交付金は、法人の標準的な業務運営に係る経費部分を対象に交付するものであり、施設費・退職給付費等の経費については、別途措置する(下記4参照)。

### 3 第1期中期目標期間中のイメージ



### 4 運営費交付金(標準的経費分)以外の財源措置等

#### (1) 運営費交付金(特別分)

##### 退職給付費

所要額(県制度見合いで算定)を運営費交付金に加算して措置する。(年度末に精算調整)

##### 派遣職員給与費

「算定基本方針」にかかわらず、県からの派遣に係る職員の給与分の運営費交付金は、当該職員の給与費の実費相当額により交付する。(年度末に調整)

#### (2) 施設費・災害復旧費(大規模施設費に係るものを除く。)

所要額を個別に算定の上、当該改修等に係る臨時的収入を差し引き施設費として措置する。

#### (3) その他

大規模施設の整備費等については、所要額を個別算定の上、出資、PFI(運営費交付金別途措置)など適切な手法を選択し、措置する。